税 務

## 税理士間の業務委託にコンプラリスク

委託側は税理士法、受託側は税理士会規則に抵触する可能性

安 ※ 約 ※

- 税理士間で業務委託を行う場合、 委託側税理士には税理士法上の守 秘義務に抵触するリスク、受託側 開業税理士には税理士会規則に抵 触するリスクがあることを課税当 局への取材で確認。
- ただし、税理士が他の開業税理士 に「税理士業務ではなく自己研鑽」 として助言を求めるのであれば低 リスク。

「税理十制度のQ&A | という文書が国税 庁ウェブサイトに掲載されているが、この 問3-4には「開業税理士は、他の税理士 又は税理士法人の補助者として税理士業務 を行うことはできません」との回答が示さ れている。同問の解説では、開業税理士が 他の税理士の事務所で補助者として税理士 業務に従事するのであれば、税理士登録を 開業税理士から所属税理士に変更するか、 又は、納税者等から直接の委嘱(共同代理) 若しくは特別の委任(個別的な委任)を受 ける必要があるとされている。同問で触れ られていないのが、税理士が自己の顧客に 関する税理士業務を他の開業税理士に委託 をするケースだ。例えば、税理士事務所に 勤務していた税理士が退職して独立開業し た場合、前勤務先からの委託を受けて、退 職後も引き続き前勤務時代の顧問先を担当

することがある。この場合、税理士間では 業務委託契約を締結する一方、受託側開業 税理士と委託側税理士の顧問先との間では 特段契約は締結しないのが一般的となって いるが、非税理士への委託ではなく税理士 間の業務委託なので問題ないのではないか と考える税理士も少なくないだろう。しか し、国税庁ウェブサイトに上記問3-4の ような見解が示されているため、税理士間 で業務委託を行うことを懸念する声も聞か れる。そこで本誌が課税当局に取材したと ころ、税理士間での業務委託では、委託側 税理士は税理士法38条の守秘義務に抵触 するリスクがあり、受託側開業税理士は税 理士会規則における「会員は、委嘱者から 直接業務委嘱を受けなければならない」と の規定(税理士会綱紀規則10条2項)に抵 触するリスクがあるという見解を持ってい ることが確認された。税理士間の業務委託 であっても税理士法上問題なしとはいえな い、というわけだ。ただし、税理士が自己 の知識を増やすために特定分野に明るい他 の税理士に助言を求めるケースなどは、 「税理士業務ではなく自己研鑽」であれば、 原則として税理士法に抵触するリスクは低 いという。とはいえ、前述の課税当局の見 解を考慮すれば、この場合にも守秘義務に ついて配慮する必要はあろう。